

再エネ等動向調査 (R5.4)

月日	内 容
4/1	<p>レベニューキャップ制度について広報資料を公表 出典：経済産業省ウェブサイト https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/news/20230309.html を基にして作成</p> <p>●レベニューキャップ制度 4 月 1 日から適用開始 ※トピックスにポイントを記載</p>
4/4	<p>「GX 実現に向けた基本方針」を踏まえた再エネの導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン 出典：内閣官房ウェブサイト https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_energy/pdf/action_plan.pdf を基にして作成</p> <p>●再エネ導入に向けた環境整備 次世代太陽電池であるペロブスカイト太陽電池は、日本発の技術であり、主原料となるヨウ素の生産量が世界 2 位であるなど、技術自給率の向上につながる国産再エネとして期待。</p>
4/17	<p>第 1 回 再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会 出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/business_management/001.html を基にして作成</p> <p>●再エネ業務管理システムの運用のあり方に関する検討会の設置について 本年 2 月に経産省が管理する再エネ業務管理システムにて不正に閲覧をしていた事案が判明した。そのため、システム運用に見直しに関する対応の方向性を、集中的に検討するため本検討会を開催。</p>
4/24	<p>第 1 回 再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会 出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/disposal_recycle/001.html を基にして作成</p> <p>●再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会について 太陽光や風力発電等の再エネ発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として本検討会を開催。</p>
4/25	<p>出力制御について 出典：経済産業省ウェブサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/08_syuturyokuseigyo.html を基にして作成</p> <p>●大手電力会社が再エネ事業者に一時的な発電停止を指示する「出力制御」が急増。 太陽光発電などの急速な拡大で大規模停電に繋がりがねない電気の過剰供給を回避する必要性に迫られている。 【出力制御】は寒さや暑さが和らぎ電力需要が減少する春や秋の休日、太陽光発電の発電量が増える晴天時に多い。背景にあるのは、天候により発電量が変動する再エネの普及。</p>
4/28	<p>脱炭素先行地域（第 3 回）選定結果について 出典：環境省ウェブサイト https://www.env.go.jp/content/000130330.pdf を基にして作成</p> <p>●福島県で初めて会津若松市が選定 CN を先駆けて行う、国の「脱炭素先行地域」に 29 道府県の 46 か所が選定されている。 第 3 回目の先行地域として、16 件が追加され、会津若松市が選定された。 電力消費にて生じる二酸化炭素の実質的な排出量を 2030 年度までにゼロにすることを先行して目指す地域です。</p>

※青文字部分を Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクされます

再エネ等動向調査(R5.4) トピックス

レベニューキャップ制度について広報資料を公表

出典：経済産業省ウェブサイト

<https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/news/20230309.html> を基にして作成

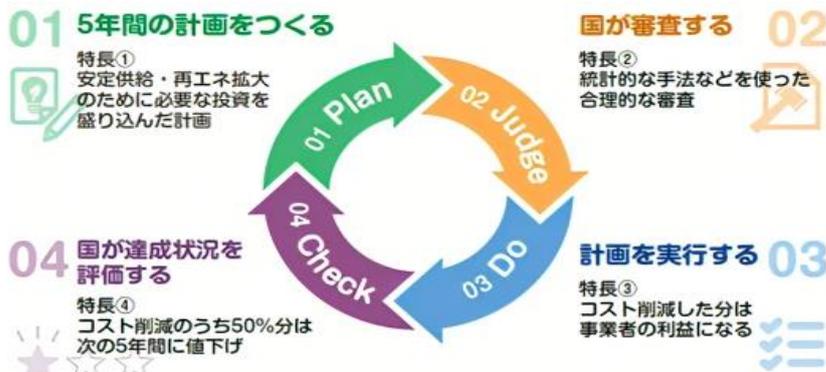
●レベニューキャップ制度 4月1日から適用開始

・新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）について

- ①レベニューキャップ制度とは電気料金の約30%を占める託送料金を決めるための新しい制度で23年4月から適用されています。
- ②託送料金は電気を安定して送り届ける（送配電）ために使われています。
- ③電気を日本中に安定して運ぶためには送配電ネットワークの整備が重要。
- ④将来の送配電ネットワークを、どう維持するか、どう伸ばすかについて決めるための制度がレベニューキャップ制度。

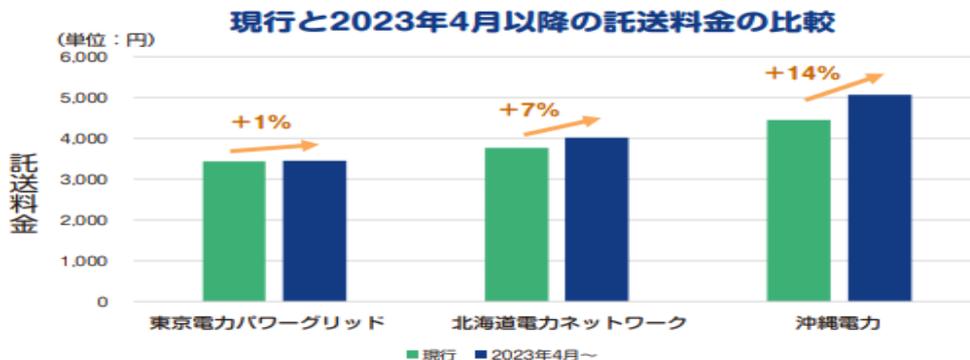


・新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の概要



・2023年4月以降の託送料金の値上げ幅

▶一般的な家庭のモデルケース(契約電力:30A、月間使用電力量:400kWh)における託送料金の値上げ幅は以下のとおりです。



値上げ幅	0%～5%	5%～10%	10%～
エリア	東京、中部、関西	北海道、東北、四国	北陸、中国、九州、沖縄

注：各一般送配電事業者の託送料金単価表における低圧の電灯標準接続送電サービスに基づき計算。関西、中国、四国については実量契約、北海道、東北、東京、中部、北陸、九州についてはSB契約の場合。